

奈良市公報

第63号

令和4年1月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
12	1	641	財政状況の公表	財政課
12	1	642	公営企業の業務状況の公表	財政課
12	1	643	徴収及び収納事務の委託事項の変更	会計課
12	1	644	令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12	1	645	令和4年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	契約課
12	1	646	令和3年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
12	1	647	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	1	648	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
12	2	649	放置自転車等の保管	環境政策課
12	2	650	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
12	3	651	放置自転車等の処分	環境政策課
12	6	652	放置自転車等の保管	環境政策課
12	6	653	インフルエンザ予防接種の実施の一部改正	健康増進課
12	9	654	放置自転車等の保管	環境政策課
12	9	655	令和3年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
12	10	656	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
12	10	657	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
12	10	658	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告	地域づくり推進課
12	10	659	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	保護課
12	10	660	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護課
12	10	661	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12	10	662	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12	10	663	住居番号の設定	市民課

12	13	664	放置自転車等の保管	環境政策課
12	13	665	奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	農政課
12	13	666	奈良市公報号外第26号に掲載	子ども育成課
12	14	667	放置自転車等の保管	環境政策課
12	14	668	農用地利用集積計画の決定	農政課
12	15	669	奈良市公報号外第26号に掲載	地域教育課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
12	1	53	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12	1	54	農業集落排水の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
12	1	55	令和4年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領	経営企画課
12	1	56	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
12	3	57	収納事務の委託事項の変更	経営企画課
12	9	58	奈良市公報号外第26号に掲載	下水道事業課
12	9	59	奈良市公報号外第26号に掲載	企業出納課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件名	
12	1	69	選挙人名簿からの抹消	
12	1	70	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	

告

示

奈良市告示第641号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、令和3年9月30日現在の本市の財政状況及び令和2年度の決算の状況を次のとおり公表する。

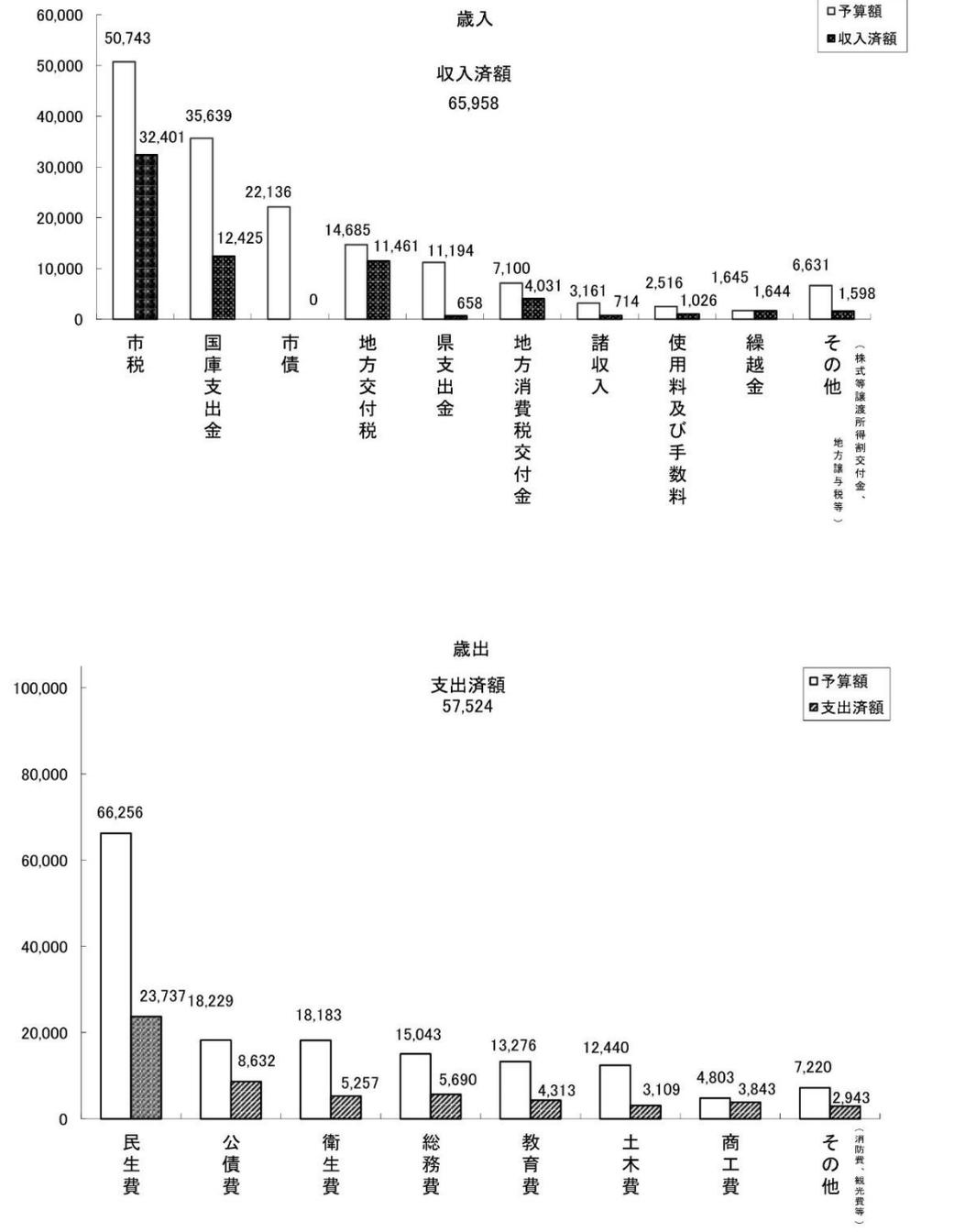
令和3年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 令和3年度 一般会計予算執行の状況

予算額 155,450 百万円

[令和3年9月30日現在]
(単位:百万円)



2. 令和3年度 特別会計予算執行の状況

[令和3年9月30日現在]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	544	2	543
国民健康保険特別会計	35,088	15,058	13,970
土地区画整理事業特別会計	1,730	83	481
介護保険特別会計	34,326	13,793	14,243
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	30	53	5
後期高齢者医療特別会計	6,793	2,485	1,434

3. 令和3年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和3年9月30日現在]

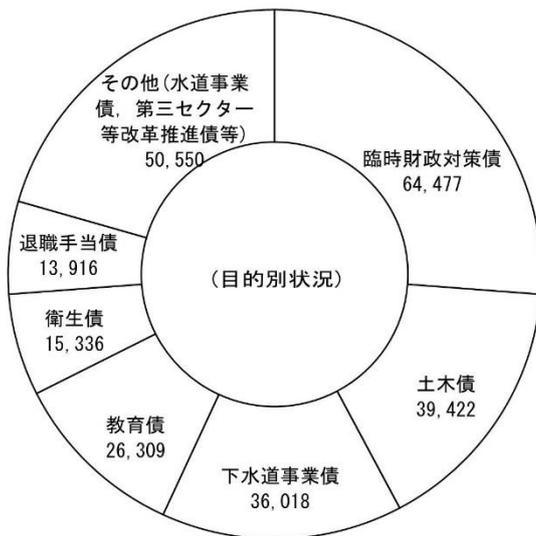
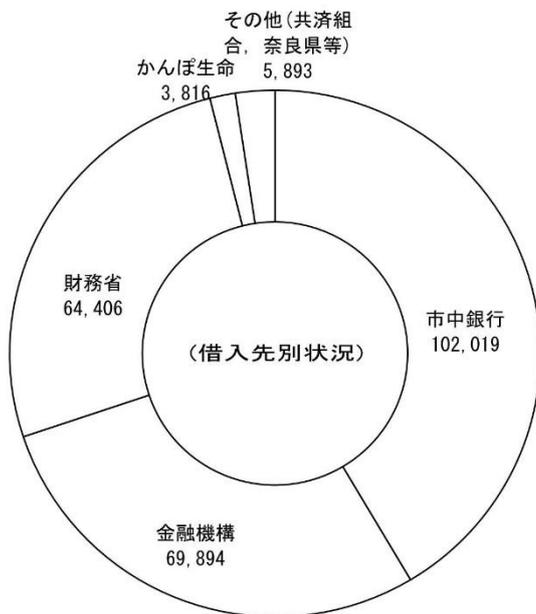
(単位:百万円)

会 計	項 目	収益的収支		資本的収支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病院事業会計	予算額	1,663	1,708	184	184
	実績額	514	495	92	92
水道事業会計	予算額	9,262	8,726	4,140	7,359
	実績額	4,521	3,218	144	1,540
下水道事業会計	予算額	8,557	8,157	3,305	5,136
	実績額	4,310	3,580	336	1,904

4. 市債の現在高

[令和3年9月30日現在]
(単位：百万円)

246,028 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和3年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和3年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和3年9月30日現在]

土地	7,286 千㎡
建物	1,121 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,394 百万円
基金	13,079 百万円

8. 人口等

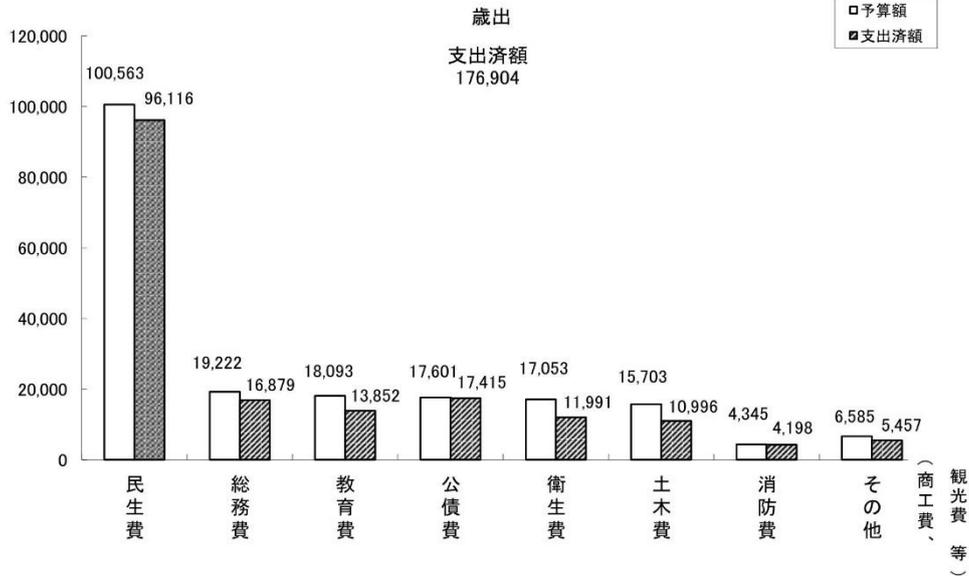
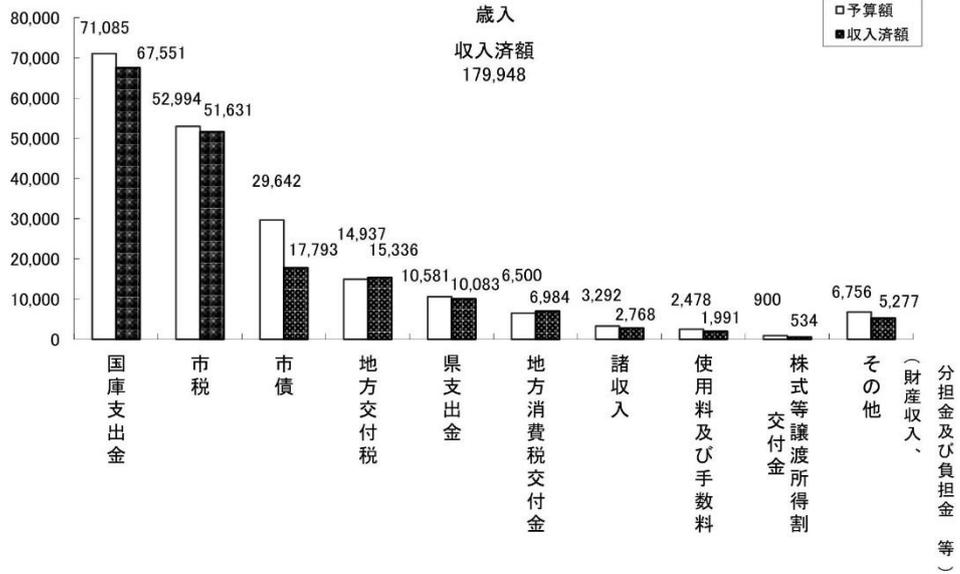
[令和3年9月30日現在]

人口	353,550 人
世帯数	165,860 世帯
面積	277 Km ²

1. 令和2年度 一般会計決算の状況

予算額 199,165 百万円

[令和2年度決算]
(単位:百万円)



2. 令和2年度 特別会計決算の状況

[令和2年度決算]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 特 別 会 計	554	17	554
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	35,624	34,051	33,717
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	4,505	3,836	3,772
市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計	92	92	92
介 護 保 険 特 別 会 計	33,587	33,399	32,783
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	62	66	25
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	6,862	6,813	6,804

3. 令和2年度 公営企業会計決算の状況

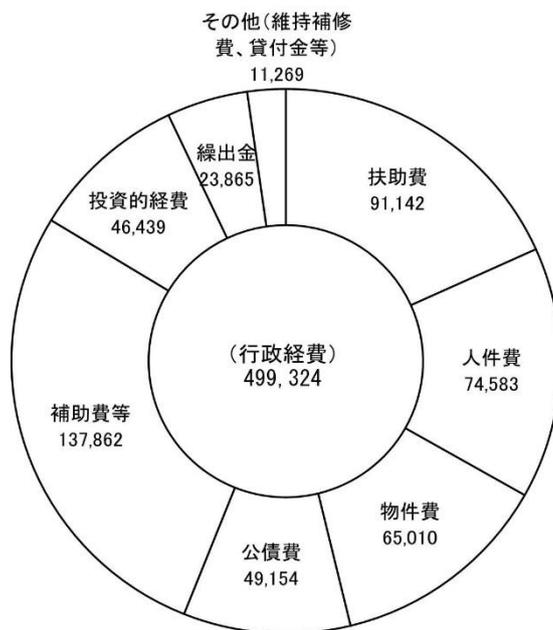
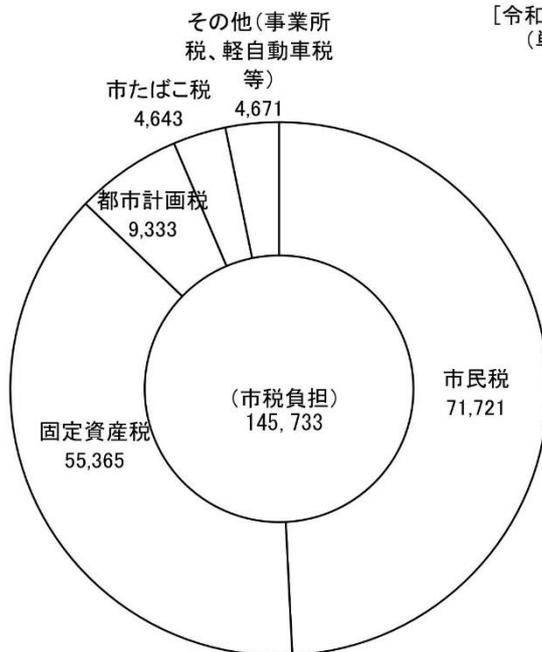
[令和2年度決算]

(単位:百万円)

会 計	項 目	収 益 の 収 支		資 本 の 収 支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病 院 事 業 会 計	予 算 額	2,094	2,139	224	224
	実 績 額	1,562	1,899	184	184
水 道 事 業 会 計	予 算 額	9,511	8,921	3,598	7,285
	実 績 額	8,990	8,152	1,842	4,248
下 水 道 事 業 会 計	予 算 額	8,535	8,187	3,069	4,848
	実 績 額	8,671	7,842	2,291	4,076

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[令和2年度決算]
(単位：円)



(令和3年12月1日揭示済)

奈良市告示第642号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和3年12月1日

奈良市長 仲川元庸

令和3年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(令和3年4月1日～令和3年9月30日)

1. 事業の概況

令和3年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から16年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数48,094人、外来延べ患者数92,776人、合計140,870人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額は513,670,649円となっております。一方、支出総額は494,987,390円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は92,101,361円となっております。一方、支出総額は91,977,581円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、令和3年4月に第9期として35名の学生が入学し、令和3年9月末における学生数は第1学年38名、第2学年35名、第3学年43名の合計116名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

令和3年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和3年8月10日専決)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 4人
-------	-----------

(令和3年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科	0						0	0.0	0.0%
呼吸器内科	618	751	548	416	484	358	3,175	17.3	6.6%
消化器内科	962	817	729	909	811	788	5,016	27.4	10.4%
循環器内科	818	797	618	500	576	714	4,023	22.0	8.4%
脳神経内科	388	466	307	400	371	303	2,235	12.2	4.6%
血液・腫瘍内科						83	83	0.5	0.2%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病・内分泌内科	14	0	0	23	9	16	62	0.3	0.1%
腎臓内科	223	110	136	213	232	62	976	5.3	2.0%
リウマチ・こう原病内科	0	8	0	1	1	0	10	0.1	0.0%
(感染制御内科)	179	133	80	81	137	123	733	4.0	1.5%
呼吸器外科	40	44	50	8	52	72	266	1.5	0.6%
外科・消化器外科	891	684	817	732	886	1,013	5,023	27.4	10.4%
脳神経外科	534	546	429	523	531	580	3,143	17.2	6.5%
乳腺外科	254	196	147	209	162	141	1,109	6.1	2.3%
整形外科	1,124	1,184	1,093	1,025	965	1,038	6,429	35.1	13.4%
形成外科	97	120	146	139	157	129	788	4.3	1.6%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	223	231	349	431	352	261	1,847	10.1	3.8%
皮膚科	82	103	72	132	77	46	512	2.8	1.1%
泌尿器科	211	216	184	235	247	189	1,282	7.0	2.7%
産婦人科	692	489	521	487	604	420	3,213	17.6	6.7%
眼科	201	213	236	233	215	176	1,274	7.0	2.7%
耳鼻いんこう科	164	189	259	233	182	199	1,226	6.7	2.6%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	11	0	11	17	7	0	46	0.2	0.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	806	949	839	1,001	1,244	784	5,623	30.7	11.7%
合計	8,532	8,246	7,571	7,948	8,302	7,495	48,094	262.8	100.0%

※()は院内標榜科

(2) 外来患者数

稼働日数	4月 25	5月 23	6月 26	7月 25	8月 25	9月 24	合計 148	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	622	494	591	587	597	586	3,477	23.5	3.8%
消化器内科	1,784	1,398	1,561	1,622	1,569	1,748	9,682	65.4	10.4%
循環器内科	1,187	1,048	1,068	1,129	1,054	1,135	6,621	44.7	7.1%
脳神経内科	900	762	878	850	834	872	5,096	34.4	5.5%
血液・腫瘍内科	138	125	141	130	147	135	816	5.5	0.9%
心療内科	2	2	4	2	2	2	14	0.1	0.0%
糖尿病・内分泌内科	551	467	527	522	474	525	3,066	20.7	3.3%
腎臓内科	338	267	312	363	352	337	1,969	13.3	2.1%
リウマチ・こう原病内科	54	54	64	81	68	93	414	2.8	0.5%
(感染制御内科)	82	34	39	44	126	46	371	2.5	0.4%
呼吸器外科	61	46	61	59	50	63	340	2.3	0.4%
外科・消化器外科	691	650	714	707	718	693	4,173	28.2	4.5%
脳神経外科	517	408	517	436	440	473	2,791	18.9	3.0%
乳腺外科	880	798	931	840	774	933	5,156	34.8	5.6%
整形外科	1,889	1,739	1,908	1,810	1,877	1,817	11,040	74.6	11.9%
形成外科	605	563	543	622	636	636	3,605	24.4	3.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	487	446	621	700	565	508	3,327	22.5	3.6%
皮膚科	810	715	832	851	814	824	4,846	32.8	5.2%
泌尿器科	554	503	635	607	584	582	3,465	23.4	3.7%
産婦人科	1,067	961	1,121	1,011	975	1,068	6,203	41.9	6.7%
眼科	811	702	880	884	852	820	4,949	33.5	5.3%
耳鼻いんこう科	690	600	687	608	592	631	3,808	25.7	4.1%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	251	334	332	373	342	432	2,064	14.0	2.2%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	0	2	2	0	1	0	5	0.0	0.0%
歯科	0	0					0	0.0	0.0%
(総合診療科)	906	839	944	941	964	884	5,478	37.0	5.9%
合計	15,877	13,957	15,913	15,779	15,407	15,843	92,776	626.9	100.0%

※()は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	令和3年度上半期 (円)	令和2年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	513,670,649	500,742,818	12,927,831	102.6
1 医業収益	70,096,000	47,386,000	22,710,000	147.9
2 医業外収益	346,557,649	352,026,318	-5,468,669	98.4
3 看護師養成事業収益	97,017,000	101,330,500	-4,313,500	95.7
4 特別利益	-	-	0	-

支出

科目	令和3年度上半期 (円)	令和2年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	494,987,390	464,849,620	30,137,770	106.5
1 医業費用	412,729,537	398,327,063	14,402,474	103.6
2 医業外費用	314,158	329,243	-15,085	95.4
3 看護師養成事業費用	81,453,495	66,076,614	15,376,881	123.3
4 特別損失	490,200	116,700	373,500	420.1
5 予備費	0	0	0	-

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	1,663,160,000	513,670,649	513,670,649	1,149,489,351
1 医業収益	70,096,000	70,096,000	70,096,000	0
2 医業外収益	1,452,917,000	346,557,649	346,557,649	1,106,359,351
3 看護師養成事業収益	125,034,000	97,017,000	97,017,000	28,017,000
4 特別利益	15,113,000	0	0	15,113,000

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	1,708,186,000	494,987,390	494,987,390	1,213,198,610
1 医業費用	1,580,882,000	412,729,537	412,729,537	1,168,152,463
2 医業外費用	621,000	314,158	314,158	306,842
3 看護師養成事業費用	124,623,000	81,453,495	81,453,495	43,169,505
4 特別損失	560,000	490,200	490,200	69,800
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	184,300,000	92,101,361	92,101,361	92,198,639
1 企業債	0	0	0	0
2 補助金	1,482,000	741,000	741,000	741,000
3 負担金	182,818,000	91,360,361	91,360,361	91,457,639

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	184,300,000	91,977,581	91,977,581	92,322,419
1 建設改良費	1,482,000	617,220	617,220	864,780
2 企業債償還金	182,818,000	91,360,361	91,360,361	91,457,639

(2) 令和3年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業(円)	
発行総額	4,555,600,000	
償還高	上半期償還高	91,360,361
	償還高累計	666,899,858
未償還残高	3,888,700,142	

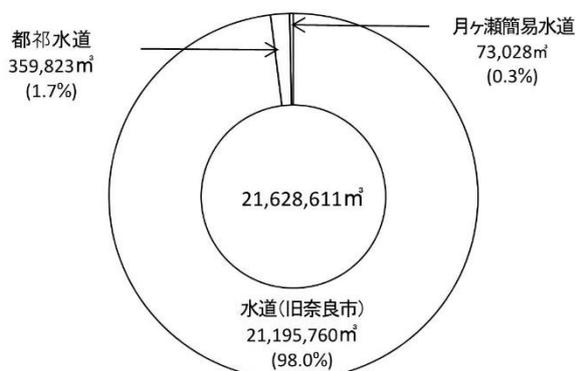
令和3年度上半期奈良市水道事業説明書
(令和3年4月1日～令和3年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和3年度上半期	令和2年度上半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	352,420人	353,829人	△ 1,409人	△0.40%
給 水 戸 数	176,494戸	175,898戸	596戸	0.34%
給 水 量	21,628,611 ^m ³	21,964,318 ^m ³	△ 335,707 ^m ³	△1.53%
1 日 最 大 給 水 量	125,887 ^m ³	128,863 ^m ³	△ 2,976 ^m ³	△2.31%
1 日 平 均 給 水 量	117,547 ^m ³	119,372 ^m ³	△ 1,825 ^m ³	△1.53%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	357ℓ	364ℓ	△ 7ℓ	△1.92%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	334ℓ	337ℓ	△ 3ℓ	△0.89%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

現在、浄水関係の老朽化した施設の更新として、令和元年度からの3か年継続事業で京都府木津川市梅谷地内(緑ヶ丘浄水場内)緑ヶ丘浄水場高架水槽更新工事、令和2年度からの3か年継続事業で奈良市奈良阪町地内他76箇所緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事及びその他8件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市百楽園二丁目他地内口径300～200耗配水管改良工事他2件(454 m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市二名七丁目他地内口径150～100耗送・配水管改良工事他5件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となる見込みであり、また業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,006,041,022円		営業収益	3,528,763,847円
営業外費用	101,904,357円		営業外収益	639,157,368円
特別損失	4,375,341円		特別利益	657,404円
純利益	1,056,257,899円			

(2) 貸借対照表

【資産の部 80,543,748,401円】		【負債の部 43,784,536,274円】
固定資産 72,316,895,724円		固定負債 14,044,973,407円
有形固定資産 53,284,864,889円		流動負債 1,665,458,076円
無形固定資産 19,028,855,835円		繰延収益 28,074,104,791円
投資 3,175,000円		【資本の部 36,759,212,127円】
流動資産 8,226,852,677円		資本金 13,982,951,219円
		剰余金 22,776,260,908円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,262,000,000	4,520,983,571	4,520,983,571	4,741,016,429
1 営業収益	7,724,351,000	3,880,871,499	3,880,871,499	3,843,479,501
2 営業外収益	1,537,598,000	639,448,508	639,448,508	898,149,492
3 特別利益	51,000	663,564	663,564	△ 612,564

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,726,000,000	3,217,927,561	3,217,927,561	5,508,072,439
1 営業費用	8,226,241,000	3,111,211,195	3,111,211,195	5,115,029,805
2 営業外費用	483,600,000	101,904,357	101,904,357	381,695,643
3 特別損失	6,159,000	4,812,009	4,812,009	1,346,991
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	4,140,322,000	143,504,680	143,504,680	3,996,817,320
1 企業債	2,882,500,000	0	0	2,882,500,000
2 補助金	238,333,000	0	0	238,333,000
3 負担金	714,379,000	3,142,700	3,142,700	711,236,300
4 分担金	305,110,000	140,361,980	140,361,980	164,748,020

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	7,358,668,500	1,540,030,465	1,540,030,465	5,818,638,035
1 建設改良費	5,431,394,500	369,917,867	369,917,867	5,061,476,633
2 固定資産取得費	42,160,000	8,289,920	8,289,920	33,870,080
3 企業債償還金	1,408,569,000	698,543,684	698,543,684	710,025,316
4 長期割賦金	466,545,000	463,278,994	463,278,994	3,266,006
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和3年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)	
発行総額	26,884,800,000	
償還高	上半期償還高	698,543,684
	償還高累計	13,356,334,882
未償還残高	13,528,465,118	

令和3年度上半期奈良市下水道事業説明書
(令和3年4月1日～令和3年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和3年度上半期	令和2年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	18,138,927 ^m ₃	18,189,174 ^m ₃	△ 50,247 ^m ₃	△0.28%

(2) 投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、公共下水道築造工事4件(821m)、マンホールポンプ設置工事1件及び公共汚水ます設置工事1件を施行しました。現在、7件の公共下水道築造工事及び1件の設計業務委託を施行中です。

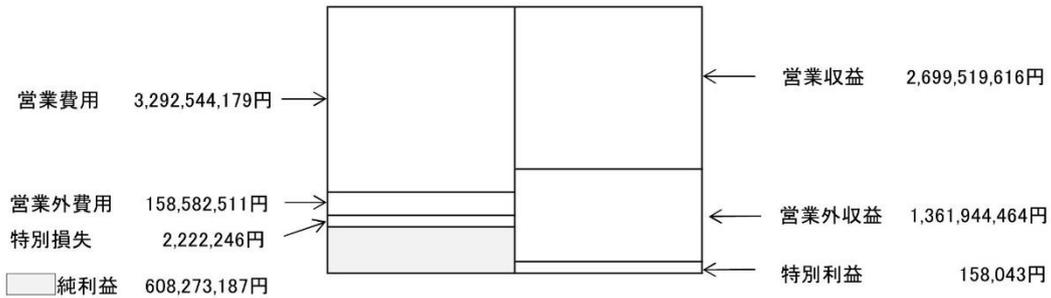
イ. 管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、管きょ改築工事1件(56m)を施行しました。その他、2件の公共下水道移設工事、1件の管きょ改築工事に伴う詳細設計業務委託、2件の公共下水道移設工事に伴う実施設計業務委託及び計画的改築業務に伴う設計業務委託(調査)を実施中です。

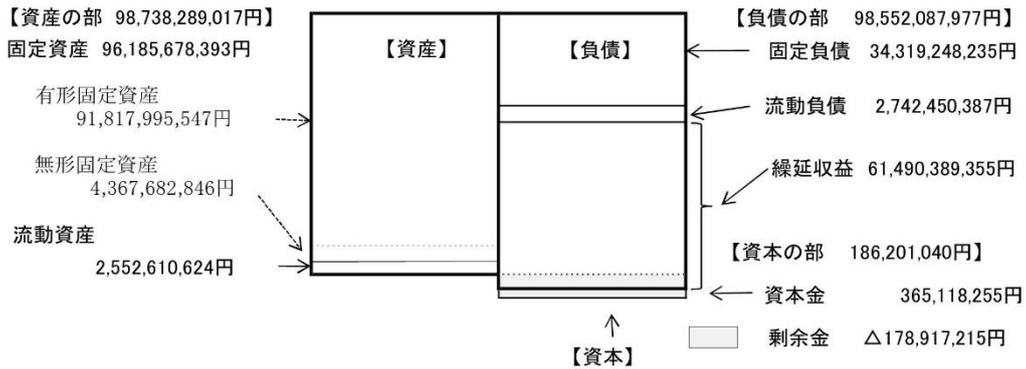
2. 財政の状況

奈良市下水道事業は、令和2年5月分からの使用料の改定に伴い、黒字決算となる見込みです。また、令和2年度に純利益を計上し一部累積欠損金を解消したものの、未だ多額の累積欠損金が残っており、貸借対照表上では負債額が資産額を上回る債務超過の状態となっています。このように非常に厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,557,000,000	4,310,080,439	4,310,080,439	4,246,919,561
1 営業収益	5,770,812,000	2,947,963,450	2,947,963,450	2,822,848,550
2 営業外収益	2,786,180,000	1,361,944,954	1,361,944,954	1,424,235,046
3 特別利益	8,000	172,035	172,035	△ 164,035

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,157,000,000	3,579,677,882	3,579,677,882	4,577,322,118
1 営業費用	7,592,094,000	3,418,650,928	3,418,650,928	4,173,443,072
2 営業外費用	555,632,000	158,582,511	158,582,511	397,049,489
3 特別損失	4,274,000	2,444,443	2,444,443	1,829,557
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,304,905,000	336,168,820	336,168,820	2,968,736,180
1 企業債	2,279,200,000	0	0	2,279,200,000
2 他会計補助金	669,637,000	334,818,500	334,818,500	334,818,500
3 国庫補助金及び交付金	311,507,000	0	0	311,507,000
4 県補助金	9,053,000	0	0	9,053,000
5 負担金等	35,508,000	1,350,320	1,350,320	34,157,680

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,136,489,000	1,904,324,627	1,904,324,627	3,232,164,373
1 建設改良費	1,623,069,000	152,145,854	152,145,854	1,470,923,146
2 固定資産取得費	3,200,000	1,980,000	1,980,000	1,220,000
3 企業債償還金	3,510,220,000	1,750,198,773	1,750,198,773	1,760,021,227

(2) 令和3年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		下水道事業(円)
発行総額		76,750,400,000
償還高	上半期償還高	1,750,198,773
	償還高累計	40,732,024,582
未償還残高		36,018,375,418

(令和 3 年 12 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 643 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項、同令第 158 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項の規定により委託した、徴収及び収納の事務の委託者が、次に掲げるコンビニエンスストアとの提携を終了したので告示する。

令和 3 年 12 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

委託した徴収及び収納事務	市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)及び保育料	
委託者	東京都文京区本郷三丁目 33-5 三菱 UFJ ニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓	
委託者が提携を終了したコンビニエンスストアの名称及びその年月日	株式会社スリーエフ	平成 30 年 1 月 30 日
	株式会社セーブオン	平成 30 年 8 月 31 日
	国分グローサーズチェーン株式会社	令和 3 年 12 月 1 日

(令和 3 年 12 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 644 号

令和 3 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 3 年 12 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

別紙省略

(令和 3 年 12 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 645 号

令和 4 年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

令和 4 年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 4・5 年度（令和 4 年度）において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札（見積り）に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、令和 4・5 年度の 2 年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、令和 4 年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和 3 年 1 月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。

- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。(市内に建設業法に基づく本店を有する者)
- ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
- イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
- ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
- エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
- ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受付期間 令和4年1月4日(火)から令和4年1月28日(金)まで
- 3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和4年1月28日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票(受付時)及び入札参加資格審査結果通知書(令和4年3月予定)を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)
- ※ 同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)
- 4 郵送先 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総務部 契約課 契約係
- 5 登録有効期間
- (1) 市内業者・準市内業者 2年間(令和4・5年度)
- (2) 市外業者 1年間(令和4年度)
- 6 有資格者の決定
資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。
- 7 その他留意事項
- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書(写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、総務部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記

載)

- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
 (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者
 <市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

① 入札参加資格審査申請書（第1号様式）

*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体）については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）

③ 従業員名簿（第5号様式）

④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）

⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）

⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経營業務の管理責任者証明書〕（写し）

⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号（1）又は（2）〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）

⑧ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ

⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑩ 財務諸表（直近2年分）（写し）

- ・個人 貸借対照表、損益計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号）
- ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書（経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号）

⑪ 納税証明書（写し）

- ・個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ・法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで令和2・3年度分）

⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）

⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）

⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し

⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑭ 誓約書

- ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
- ⑥ 現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）
- ⑦ 財務諸表（直近1年分）（写し）※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
 - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
（所得税確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
- ⑧ 営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）
- ⑨ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和2・3年度分）
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
- ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）
- ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
 ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
- ② 取扱品目一覧表（任意様式）
- ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類（任意様式）
- ④ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑤ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑥ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和2・3年度分）
- ⑦ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑨ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑩ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑪ 誓約書
- ⑫ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
 ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

（令和3年12月1日揭示済）

奈良市告示第646号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき令和3年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和3年12月1日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部(22名、内3名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
白川 健太郎	奈良市四条大路四丁目	条例 第3条第1項第2号
道端 孝治	奈良市帝塚山南三丁目	条例 第3条第1項第2号
太田 晃司	奈良市あやめ池南五丁目	条例 第3条第1項第2号
八尾 俊宏	奈良市中辻町	条例 第3条第1項第2号
山本 憲宥	奈良市京終地方東側町	条例 第3条第1項第2号
松下 幸治	奈良市左京二丁目	条例 第3条第1項第2号
徳田 健	奈良市法蓮町	条例 第3条第1項第4号
安田 美紗子	奈良市興隆寺町	条例 第3条第1項第4号
城田 全康	奈良市佐紀町	条例 第3条第1項第5号
上田 洋一	奈良市小西町	条例 第3条第1項第5号
山上 直行	奈良市三条桧町	条例 第3条第1項第6号
笹部 和男	奈良市神功一丁目	条例 第3条第1項第6号
下櫻 圭子	奈良市西大寺野神町二丁目	条例 第3条第1項第6号
鶴岡 知子	奈良市左京一丁目	条例 第3条第1項第6号
堀内 眞治	奈良市尼辻南町	条例 第3条第1項第6号
親木 茂実	奈良市中町	条例 第3条第1項第6号
奥田 敏也	奈良市東鳴川町	条例 第3条第1項第6号
米山 浩史	奈良市川上町	条例 第3条第1項第6号
吉田 賢司	奈良市米谷町	条例 第3条第1項第6号

功労表彰の部(63名、内10名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
村上 泰昭	京都府京田辺市	条例 第4条第1号
本田 由紀子	奈良市法華寺町	条例 第4条第1号
寶田 眞次	奈良市南肘塚町	条例 第4条第1号
下谷 幸司	奈良市押上町	条例 第4条第1号
小山 新造	奈良市公納堂町	条例 第4条第1号
奥西 信夫	奈良市富雄川西二丁目	条例 第4条第1号
山上 雄平	奈良市百楽園四丁目	条例 第4条第1号
岡井 孝憲	奈良市中之庄町	条例 第4条第1号
松田 英治	奈良市南肘塚町	条例 第4条第1号
中村 一議	奈良市白毫寺町	条例 第4条第3号
福西 誠	奈良市東紀寺町三丁目	条例 第4条第3号
井戸 俊雄	奈良市芝辻町	条例 第4条第3号
辻中 二三夫	奈良市法蓮町	条例 第4条第3号
富岡 正治	奈良市法蓮町	条例 第4条第3号
中前 喜昭	奈良市池之町	条例 第4条第3号
吉村 孝弘	奈良市大宮町一丁目	条例 第4条第3号
武内 豊	奈良市法蓮町	条例 第4条第3号
吉田 強	奈良市横井七丁目	条例 第4条第3号
山本 浩市	奈良市横井二丁目	条例 第4条第3号
岡田 為春	奈良市横井二丁目	条例 第4条第3号
中居 捨吉	奈良市大安寺五丁目	条例 第4条第3号
飯坂 登	奈良市東木辻町	条例 第4条第3号
大倉 等	奈良市中登美ヶ丘一丁目	条例 第4条第3号
松村 雅代	奈良市学園大和町六丁目	条例 第4条第3号
大曾根 利彦	奈良市石木町	条例 第4条第3号

大矢 良哲	奈良市東登美ヶ丘二丁目	条例 第4条第4号
前山 邦子	奈良市西千代ヶ丘一丁目	条例 第4条第4号
田中 宣也	奈良市五条二丁目	条例 第4条第4号
中尾 邦雄	奈良市学園赤松町	条例 第4条第4号
浜口 卓也	奈良市右京四丁目	条例 第4条第4号
新谷 絹代	奈良市大豆山突抜町	条例 第4条第4号
細田 博之	奈良市雑司町	条例 第4条第4号
長谷 隆生	奈良市藤ノ木台四丁目	条例 第4条第4号
中面 幸有里	奈良市朱雀四丁目	条例 第4条第4号
辰巳 佳弘	奈良市大安寺七丁目	条例 第4条第4号
岡田 敬	奈良市菅原町	条例 第4条第5号
瀬戸 隆則	奈良市矢田原町	条例 第4条第5号
中 喜史	奈良市大平尾町	条例 第4条第5号
西田 浩樹	奈良市北野山町	条例 第4条第5号
久保田 清徳	奈良市月ヶ瀬桃香野	条例 第4条第5号
藤本 英則	奈良市藤原町	条例 第4条第5号
青木 博	奈良市古市町	条例 第4条第5号
池田 忠陽	奈良市平松一丁目	条例 第4条第5号
木村 貴俊	奈良市中町	条例 第4条第5号
藤本 勝寛	奈良市中町	条例 第4条第5号
武部 徹也	奈良市西木辻町	条例 第4条第5号
中倉 正利	奈良市東紀寺町二丁目	条例 第4条第6号
橘 寛治	奈良市押熊町	条例 第4条第6号
小松 和代	奈良市六条西六丁目	条例 第4条第6号
下浦 好央	奈良市邑地町	条例 第4条第6号
中川 邦恵	奈良市北永井町	条例 第4条第6号
大橋 一博	奈良市東登美ヶ丘五丁目	条例 第4条第6号

鶴原 敬三	奈良市学園北二丁目	条例 第4条第6号
-------	-----------	-----------

善行表彰の部(6名9団体、内1名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例 第5条第1号
井上 大輔	奈良市藤ノ木台三丁目	条例 第5条第3号
藤本 勝寛	奈良市中町	条例 第5条第3号
奈良市四条大路1丁目 第2自治会美化ボランティア		条例 第5条第6号
神功1,2丁目自治会 アダプトの会		条例 第5条第6号
月瀬梅寿会婦人部		条例 第5条第6号
北之庄町自治会		条例 第5条第6号
タウンホーム大宮自治会		条例 第5条第6号
五条西二丁目第1自治会GS		条例 第5条第6号
長谷川 勝利	奈良市西木辻町	条例 第5条第6号
中辻フラワークラブ		条例 第5条第6号
マロン・フレンズ		条例 第5条第6号
奈良人形劇連絡協議会		条例 第5条第6号
黒岩 俊晴	奈良県大和郡山市	条例 第5条第6号

(令和3年12月1日掲示済)

奈良市告示第647号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和3年12月1日掲示済)

奈良市告示第648号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から適用する。

令和3年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注	初回接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		追加接種(予防接種実施規則附則第8条第1項の追加接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者		
	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年9月30日まで	

- 4 接種回数と料金中「接種回数は2回」を「接種回数は、初回接種にあつては2回、追加接種にあつては1回」に改める。

(令和3年12月1日掲示済)

奈良市告示第649号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和3年12月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年12月2日揭示済）

奈良市告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年12月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108805	訪問介護	株式会社大夢	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	奈良県奈良市法華寺町82-2

（令和3年12月2日揭示済）

奈良市告示第651号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年12月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年12月3日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年5月7日、同月11日、同月20日及び同月27日

（令和3年12月3日揭示済）

奈良市告示第652号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年12月6日掲示済）

奈良市告示第653号

令和3年奈良市告示第520号（高齢者インフルエンザ予防接種実施）の一部を次のように改正する。

令和3年12月6日

奈良市長 仲川元庸

第1項中「令和3年12月31日まで」を「令和4年1月31日まで」に改める。

（令和3年12月6日掲示済）

奈良市告示第654号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年12月9日揭示済）

奈良市告示第655号

令和3年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和3年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	令和3年6月15日				
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分	令和3年6月30日	第6期分	令和3年11月30日
		第2期分	令和3年8月2日	第7期分	令和3年12月28日
		第3期分	令和3年8月31日	第8期分	令和4年1月31日
		第4期分	令和3年9月30日	第9期分	令和4年2月28日
		第5期分	令和3年11月1日	第10期分	令和4年3月31日
	変更後	第1期分	令和3年12月28日	第6期分	令和3年12月28日
		第2期分	令和3年12月28日	第7期分	令和3年12月28日
		第3期分	令和3年12月28日	第8期分	令和4年1月31日
		第4期分	令和3年12月28日	第9期分	令和4年2月28日
		第5期分	令和3年12月28日	第10期分	令和4年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載				

別紙省略

（令和3年12月9日揭示済）

奈良市告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
アップルデンタルクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目9-1 パラディ南館5F	令和3年10月10日

（令和3年12月10日揭示済）

奈良市告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アップルデンタルクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目9-1 パラディ南館5F	令和3年10月11日
お茶の間薬局	奈良県奈良市南城戸町4番地1	令和3年12月1日

(令和3年12月10日掲示済)

奈良市告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：高天市東自治会

区域：奈良市高天市町1番地の1から28番地の2及び49番地から65番地の2まで

主たる事務所の所在地：奈良市高天市町22番地の2

2 申請不動産に関する事項

別紙のとおり

3 公告期間 告示日から3ヶ月間

令和3年12月10日から令和4年3月9日まで

4 異議を述べることができる者の範囲

異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

6 異議申出書の提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 市民部 地域づくり推進課

別紙省略

(令和3年12月10日掲示済)

奈良市告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	令和3年 12月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ウェルライフ希	奈良県奈良市大和田町1166番地		
ウェルコンサル株式会社	奈良県奈良市三条大路五丁目2番61号		

(令和3年12月10日揭示済)

奈良市告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和3年 11月30日
ばくのゆめ	奈良県奈良市法華寺町82-2		
なら山産業株式会社	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217		

(令和3年12月10日揭示済)

奈良市告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和3年 12月1日
ばくのゆめ	奈良県奈良市法華寺町82-2		
株式会社大夢	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217		

(令和3年12月10日揭示済)

奈良市告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーショ ン	令和3年 11月1日
せいかくクリニック	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目2-12		
中村 聖香	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目2-12		

(令和3年12月10日揭示済)

奈良市告示第663号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定

したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年12月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
七条一丁目37番3号	三条添川町1番40-室番号	大安寺二丁目11番9-3号
帝塚山南一丁目8番29号	学園南一丁目3番11-1号	大安寺二丁目11番9-4号
富雄泉ヶ丘8番17号	北登美ヶ丘二丁目14番9号	大安寺二丁目11番9-5号
三条宮前町2番8-室番号	登美ヶ丘二丁目2番9号	宝来四丁目14番9号
宝来四丁目8番1号	西登美ヶ丘八丁目10番20号	宝来四丁目14番10号
あやめ池北三丁目15番63号	富雄川西一丁目18番12号	四条大路一丁目3番23号
百楽園三丁目6番8-1号	東登美ヶ丘二丁目14番10号	東登美ヶ丘四丁目17番3号
疋田町二丁目3番17号	恋の窪一丁目4番21号	秋篠三和町一丁目11番1号
帝塚山南二丁目12番9号	疋田町二丁目6番11-2号	三松三丁目12番13号
藤ノ木台三丁目25番8号	富雄川西一丁目20番21-1号	西登美ヶ丘八丁目9番16号
学園緑ヶ丘二丁目7番16号	富雄川西一丁目20番21-2号	北登美ヶ丘二丁目14番16号
大安寺七丁目29番16号	芝辻町三丁目6番35-2号	二条町二丁目5番8-1号
西大寺国見町二丁目2番11号	東登美ヶ丘五丁目19番17号	中登美ヶ丘六丁目20番59号
三条桜町1番56号	六条一丁目3番3-3号	
大安寺七丁目10番8号	富雄北三丁目1番31号	
富雄北三丁目6番7号	藤ノ木台三丁目9番23号	
富雄北二丁目7番32号	平松二丁目24番3-2号	
東登美ヶ丘二丁目15番4号	帝塚山二丁目9番4-1号	
恋の窪一丁目8番10-2号	帝塚山二丁目9番4-2号	

(令和3年12月10日揭示済)

奈良市告示第664号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月13日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 3 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 665 号

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和 4 年 1 月 12 日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 4 年 1 月 27 日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和 3 年 12 月 13 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和 3 年 12 月 13 日から令和 4 年 1 月 12 日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市 観光経済部 農政課

(令和 3 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 667 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 12 月 14 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 3 年 12 月 14 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和3年12月14日揭示済)

奈良市告示第668号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年12月14日

奈良市長 仲川元庸
(令和3年12月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第53号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年12月15日

下水を排除及び 下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
秋篠早月町237-2 他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
六条一丁目801-1 他	②	分流	
南京終町七丁目540-4	③	分流	
法華寺町1213-9 他	④	分流	
二名二丁目2460-10 他	⑤	分流	
高畑町8-1 他	⑥	分流	

位置図省略

(令和3年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第54号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和3年12月15日

汚水を排除及び 汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
和田町222 他	N①	分流	奈良市此瀬町34 田原地区浄化センター

位置図省略

(令和3年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第55号

令和4年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

令和3年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

令和4年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和4・5年度（令和4年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、令和4・5年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、令和4年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和3年1月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
 - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
 - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
 - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
 - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間 令和4年1月4日（火）から令和4年1月28日（金）まで

3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和4年1月28日（金）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）及び入札参加資格審査結果通知書（令和4年3月予定）を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）

※ 同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

4 郵送先 〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 企業総務課 総務係

5 登録有効期間

(1) 市内業者・準市内業者 2年間 (令和4・5年度)

(2) 市外業者 1年間 (令和4年度)

6 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

7 その他留意事項

(1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 各証明書(写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部企業総務課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)

(6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法に基づく本店を有する者)(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書(市内本店用(奈良市企業局の様式))
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
なお、令和3年度までは、送・配水管工事の格付けは経過措置として「土木一式工事」と「水道施設工事」の高い方の値を採用していましたが、令和4年度以降は「水道施設工事」の総合評定値に基づいて複数の発注区分に分けることとします。
- ③ 従業員名簿(第5号様式)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号[経營業務の管理責任者証明書](写し)
- ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号(1)又は(2)[専任技術者一覧表・専任技術者証明書](写し)
- ⑧ 建設業許可通知書(写し)、建設業許可証明書(写し)又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 財務諸表(直近2年分)(写し)
 - ・個人 貸借対照表、損益計算書(経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18~19号)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書(経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15~17号)
- ⑪ 納税証明書(写し)
 - ・個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)

- ・法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで令和2・3年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）

- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ
 - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・ 個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・ 法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑭ 誓約書
 - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2（奈良市企業局の様式））
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
- ⑥ 現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）
- ⑦ 財務諸表（直近1年分）（写し）※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
 - ・ 個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
 白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
 （所得税確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
 - ・ 法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
- ⑧ 営業所一覧表
- ⑨ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・ 市内業者及び準市内業者
 個人 令和2・3年度分の市・県民税及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 令和2・3年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和3年度分が確定していない場合は、令和元・2年度分）及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人（その3）又は（その3の2）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人（その3）又は（その3の3）様式及び令和2・3年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

- ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和2・3年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ令和2年4月～令和3年8月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可）
 - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(令和3年12月1日掲示済)

奈良市企業局告示第56号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和3年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。
令和3年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域（第2負担区）

大宮町七丁目の一部

南京終町七丁目の一部

賦課対象区域（第4負担区）

鹿野園町～横井町の一部

(令和3年12月1日掲示済)

奈良市企業局告示第57号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により委託した収納事務の受託者が、次に掲げるコンビニエンスストアとの提携を終了したので告示する。

令和3年12月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

委託した収納事務	水道料金等のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン等を利用した電子決済にかかる事務	
受託者	株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	
受託者が提携を終了したコンビニエンスストアの名称	国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1-1	令和3年12月1日

及びその年月日

(令和3年12月3日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第4号の規定により別紙の者を選挙人名簿から抹消したので、公職選挙法第28条の規定に基づき告示します。

令和3年12月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

1 抹消基準日

令和3年12月1日

2 抹消者

省略

(令和3年12月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第70号

令和3年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和3年12月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,032人

6分の1の数 50,260人

3分の1の数 100,519人

(令和3年12月1日揭示済)